

富山県告示第 138 号

地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして富山県が定める基準について

令和元年国土交通省告示第 786 号（以下「告示」という。）第 2 項の規定により、告示第 1 項第一号の基準と同等であると認められるものとして、富山県において別に定める基準（2 において、「富山県気候風土適応住宅の基準」という。）を次のように定め、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 3 月 31 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 次のイ又はロに該当するものであること

イ 告示第 1 項第一号イからハまでのいずれかに該当するものであること

ロ 次の（1）及び（2）に該当すること

（1）次の（i）又は（ii）のいずれかに該当すること

（i）告示第 1 項第一号ニ（1）に該当すること

（ii）貫工法等であること

（2）次の（i）から（v）までのいずれかに該当すること

（i）告示第 1 項第一号ニ（2）に該当すること

（ii）土間（7.2 平方メートル以上の広さまたは通り土間形状のもの）を設置したものであること

（iii）床下が開放的であること

（iv）通りに面する面の窓の過半が木製建具であり、その外側に格子窓を設置したものであること

2 富山県内の所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により前項各号に掲げる要件では、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、当該要件と同等であると認められるものを別に定めたときは、富山県気候風土適応住宅の基準は、1 の規定にかかわらず、当該別に定めた要件に該当するものであることとする。